

2 | 武蔵野美術大学学則（抜粋）

平成 29 年 4 月 1 日現在

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Web の
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料

第 1 章 総則

第 1 節 目的

(目的)

第 1 条 武蔵野美術大学（以下「本学」という。）は、美術、デザイン及び建築に関する學術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の技能、理論及び応用を教授研究し、人格の完成を図り、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造発展、国家社会の福祉に貢献することを目的とする。

第 2 節 構成

(学部及び学科)

第 2 条 本学に、造形学部を置く。

2 造形学部（以下「学部」という。）は、専攻により次の学科に分ける。

日本画学科

油絵学科

彫刻学科

視覚伝達デザイン学科

工芸工業デザイン学科

空間演出デザイン学科

建築学科

基礎デザイン学科

映像学科

芸術文化学科

デザイン情報学科

3 学部に通信教育課程を置く。通信教育課程については、別に定める。

(大学院)

第 3 条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

(別科)

第 4 条 本学に別科を置く。

2 別科については、別に定める。

(美術館・図書館)

第 5 条 本学に美術館・図書館を置き、本学の教育及び研究活動に必要な諸資料を収集し、体系的に整理、保存し、その運用を図って、本学の職員及び学生の利用に供する。

第 3 節 職員組織

(職員及び職務権限)

第 6 条 本学に学長、教授、准教授、専任講師、助手、事務系職員及びその他の職員を置く。

2 学長は、校務を掌り、所属職員を統督する。

3 教授、准教授、専任講師、助手、事務系職員及びその他の職員の職務は、学校教育法、その他法令及び本学の諸規定に定めるところによる。

第 4 節 教授会

(教授会)

第 7 条 本学に造形学部教授会を置く。

2 造形学部教授会は、学長、教授並びに准教授及び専任講師をもって組織し、造形学部に関して学長が次に掲げる教育研究上の重要な事項について決定を行うに当たり、審議するものとする。

(1) 造形学部の改廃及び造形学部各学科の設置・改廃その他組織に関する事項

- (2) 教授、准教授、専任講師、助手、客員教授及び非常勤講師の任免・転属・休職・復職・退職その他教員人事及び服務に関する事項
 - (3) 学生の入学、編入学、転籍、転科、専攻変更、留学、休学、復学、転学、退学及び卒業に関する事項
 - (4) 各授業科目の開設・廃止その他教育課程に関する事項
 - (5) 学生の試験及び学位の授与に関する事項
 - (6) 造形学部に関する規則類の制定・改廃に関する事項
 - (7) 施設及び重要な設備の設置・改廃に関する事項
 - (8) 学長及び理事会から諮問に付された事項
 - (9) その他学則に定める事項及び教授会において検討を必要と認めた事項
- 3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

(教授会等の細則)

第8条 造形学部教授会については、この学則に定めるもののほか、別に定める。

第2章 学部

第1節 修業年限及び収容定員

(修業年限及び在学年数)

第9条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

3 第2学年に編入学、転籍、及び転科した者の在学年数は3年以上とし、6年を超えて在学することはできない。

4 第3学年に編入学、転籍、転科及び専攻変更した者の在学年数は2年以上とし、4年を超えて在学することはできない。

(収容定員)

第10条 本学の収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
日本画学科	40人		160人
油絵学科			
油絵専攻	120人	12人	504人
版画専攻	20人		80人
彫刻学科	33人		132人
視覚伝達デザイン学科	102人	7人	422人
工芸工業デザイン学科	133人	12人	556人
空間演出デザイン学科	120人	10人	500人
建築学科	80人	5人	330人
基礎デザイン学科	73人	5人	302人
映像学科	85人	5人	350人
芸術文化学科	80人	3人	326人
デザイン情報学科	100人		400人
合計	986人	59人	4062人

第2節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月30日に終わる。

後期 10月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 前項に定める学期については、事情により、学期の数又は期間を変更することがある。

(休業日)

第12条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（10月30日）

(4) 春季休業日（3月21日から4月10日まで）

(5) 夏季休業日（7月11日から8月31日まで）

- (6) 冬季休業日（12月20日から翌年の1月10日まで）
- 2 学長は、前項に定める休業日のほかに臨時の休業日を設け、又は事情により、これらの休業日の日時又は期間を変更することができる。

第3節 入学、編入学、転籍、転科、専攻変更、留学、休学、復学、転学及び退学

（入学、編入学、転籍、転科、専攻変更、留学、休学、復学、転学及び退学の許可）

第13条 本学に入学、編入学をしようとする者、通学課程から本学の通信教育課程に、若しくは本学の通信教育課程から通学課程に転籍をしようとする者、本学の学生で他の学科に転科をしようとする者、属する学科の他の専攻に専攻変更しようとする者又は留学、休学、復学、転学若しくは退学をしようとする者は、第16条第2項（入学試験）、第22条第2項（編入学試験）、第25条第1項（転籍）、第25条の2第1項（転科）、第25条の3第1項（専攻変更）、第25条の4第1項（留学）、第27条（休学）、第31条（復学）又は第32条第1項（転学及び退学）の定めるところにより、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（入学の時期）

第14条 本学に入学する時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第15条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により、前号の学校教育に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

（入学試験）

第16条 入学試験は、受験者の人物及び学力について行う。

- 2 入学試験を受けようとする者は、願書、履歴書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に、検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
- 3 入学試験については、本条に定めるもののほか、別に定める。

（入学の許可）

第17条 学長は、前条第1項に定める入学試験の結果に基づき、教授会の議を経て、入学を許可する。

（入学の手続及び入学許可の取消し）

第18条 入学を許可された者は、別に示す期日までに、第20条に定める保証人と連署の誓約書、住民票その他別に定める書類に、第47条に定める入学金、授業料及びその他の学費を添えて、提出しなければならない。

2 前項に定める入学の手続をしない者に対しては、学長は、入学の許可を取り消すことがある。

（学籍）

第19条 前条第1項に定める入学の手続をした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

2 前項の定めるところにより本学の学籍を有する学生は、この学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

（保証人）

第20条 保証人は、父母又は独立の生計を営む者で確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任を負うものとする。
- 3 学生は、保証人が死亡し若しくはその他の事由でその責務を尽くすことができない場合又は学長が保証人として不適当と認められた場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。この場合、当該保証人は、前の保証人が死亡し若しくはその責務を尽くすことができなくなったとき又は保証人として不適当と認められたときにさかのぼって、第2項に定める責任を負うものとする。
- 4 保証人が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届け出なければならない。

（編入学資格）

第21条 本学の第2学年又は第3学年に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 大学において2年以上在籍し、62単位以上を修得した者
- (5) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (6) 高等学校の専攻科の課程（修業年限が2年以上であること。その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
- (7) 外国において学校教育における14年以上の課程を修了した者
- (8) 学校教育法施行規則附則第7条の規定により、大学の第3学年に編入させることができる者

(編入学試験)

第22条 編入学試験は、受験者の人物及び学力について行う。

2 編入学試験を受けようとする者は、願書、履歴書、前条各号の一に該当することの証明書、その他別に定める書類に、検定料35,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

3 編入学試験については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(編入学の許可)

第23条 学長は、前条第1項に定める編入学試験の結果に基づき、教授会の議を経て、第2学年又は第3学年への編入学を許可する。

(規定の準用)

第24条 第14条（入学の時期）、第18条（入学の手続及び入学許可の取消し）、第19条（学籍）及び

第20条（保証人）の規定は、編入学を許可された者について準用する。

(転籍)

第25条 通学課程から本学の通信教育課程に、又は本学の通信教育課程から通学課程に転籍をしようとする者は、学長に願出しなければならない。

2 学長は、前項に定める者につき、それぞれ、その理由、学力その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障が無い場合に限り、教授会の議を経て、転籍を許可することができる。

3 転籍については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(転科)

第25条の2 本学の学生で、本学の他の学科に転科しようとする者は、学長に願出しなければならない。

2 学長は、前項に定める者につき、それぞれ、その理由、学力その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障が無い場合に限り、教授会の議を経て、転科を許可することができる。

3 転科については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(専攻変更)

第25条の3 本学の学生で、属する学科の他の専攻に専攻変更しようとする者は、学長に願出しなければならない。

2 学長は、前項に定める者につき、それぞれ、その理由、学力その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障が無い場合に限り、教授会の議を経て、専攻変更を許可することができる。

3 専攻変更については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(留学)

第25条の4 本学の協定又は認定する外国の大学又は短期大学へ留学を希望する学生は、学長に願出なければならない。

2 学長は、前項に定める者につき、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、留学を許可することができる。

3 前項の規定により許可を受けた留学の期間については、在学年数に算入することができる。

4 留学については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(欠席)

第26条 学生は、病気その他一身上の理由がある場合には、学長に届け出て欠席することができる。この場合、届出には、欠席する理由及びその期間を記し、欠席する理由が病気のためであり、かつ、欠席する期間が1週間以上にわたるときは、医師の診断書を添えなければならない。

(休学)

第27条 前条に定める欠席の期間が2か月以上にわたる者は、保証人と連署の願書により、学長に許可を得て休学することができる。

2 前項の休学の理由が病気である場合には、医師の診断書を添えなければならない。

第28条 学長は、学生が病気その他の理由により、就学させることが適当でないと認めた場合は、前条に定める休学の願い出を待たず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第29条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前2条の手続を経て引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、修業年限内に通算して2年を越えることはできない。

3 休学の期間は、在学の期間として計算しない。

(休学期間中の授業料の徴収免除)

第30条 休学し、又は休学を命ぜられた者については、休学の最初の日の属する月から休学期間の満ちた日の属する月までの授業料の半額を免除する。

(復学)

第31条 第27条又は第28条の規定により休学した者は、休学の理由がやんだときは、保証人と連署の復学願を提出しなければならない。

2 休学の理由が病気であった場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転学及び退学)

第32条 本学の学生で他の大学の相当学年に転学し、又は本学を退学しようとする者は、理由を具し、保証人と連署の上、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項に定める者につき、それぞれ、その理由を審査し、その結果に基づき、教授会の議を経て、転学又は退学を許可する。

3 次の各号の一に該当する学生については、学長は、第1項に定める退学の願い出を待たず、教授会の議を経て、退学させることができる。

(1) 在学年数が8年を超える者、ただし、第2学年に編入学をした者については6年を超える者、第3学年に編入学をした者については4年を超える者

(2) 第29条第1項に定める休学の期間が過ぎた後、復学について願い出ない者

(3) 授業料を滞納し、督促を受けても納付しない者

(4) 死亡した者又は2年以上行方のわからない者

4 転学又は退学した学生については、第19条第1項に定める学籍から除くものとする。

(転学又は退学する場合の授業料の納付)

第33条 転学又は退学する学生は、転学又は退学した日の属する月までの授業料を納付しなければならない。

第4節 教育課程、教育課程の履修方法、単位の授与、成績評価、教育課程の修了の認定及び教員免許状等

(教育課程及びその履修方法)

第34条 教育課程及びその履修方法については、第2条第2項に定める区分に基づき、それぞれ、別表の定めるところによる。

(単位の授与及び成績評価)

第35条 学長は、別表に定める授業科目を履修した学生に対し、当該科目の試験及び研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、相当する数の単位を与える。

2 前項に定める単位の数は、授業の方法に応じて、1単位の授業時間を次の基準により計算するものとする。

(1) 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

(2) 演習を中心とする授業については、15時間から30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間から45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業制作、卒業論文については、これらの学修の成果を評価して別表教育課程に定める単位数を与える。

4 授業科目の試験及び研究報告の成績評価は、秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

- 3 前2項の規定により、本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第37条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目の修得単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定により、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得した単位とみなすことのできる単位数は、30単位を超えないものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、編入学をした者については、本学に入学した後の本学における授業科目により修得した単位とみなすことのできる単位数は、第2学年に編入学した場合は62単位、第3学年に編入学した場合は76単位を超えないものとする。

(教育課程の修了の認定)

第38条 学長は、第34条に定める教育課程の全部を履修した学生につき、授業科目の試験並びに研究報告の成績及び平常の成績を審査し、その結果に基づき、教授会の議を経て、教育課程の修了の認定を行う。

- 2 教育課程の修了の認定については、本条に定めるもののほか、別に定める。

(教員免許状等)

第39条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部学科において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学科	免許状の種類（免許教科）
造形学部	日本画学科	中学校教諭1種免許状（美術） 高等学校教諭1種免許状（美術・工芸）
	油絵学科	
	彫刻学科	
	視覚伝達デザイン学科	
	工芸工業デザイン学科	
	空間演出デザイン学科	
	芸術文化学科	
	デザイン情報学科	高等学校教諭1種免許状（情報）

- 3 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に規定する博物館に関する科目の単位を修得しなければならない。

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第40条 本学の学部にて4年以上在学し、かつ、第38条の定めるところにより教育課程の修了の認定を受けた者は、本学を卒業したものとし卒業証書を授与する。ただし、第2学年に編入学、転籍及び転科した者の在学年数については3年以上、第3学年に編入学、転籍、転科及び専攻変更をした者の在学年数については2年以上とする。

(学位の授与)

第41条 本学の学部を卒業した者に、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関する規則は、別に定める。

第3章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び委託学生

(科目等履修生)

第42条 本学の学部の学生以外の者で、本学の学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、履修の理由、学歴、経歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、履修を許可する。

- 3 前項の規程により履修の許可を受けた者は、科目等履修生という。

(特別聴講学生)

第42条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学の学部の授業科目のうち一又は複数の授業科目を履修しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 学長は、前項に定める者につき、履修の理由、学歴、経歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、履修を許可する。

3 前項の規程により履修の許可を受けた者は、特別聴講学生という。

(研究生)

第42条の3 国内外において、学校教育における16年の課程を修了した者で、本学造形学部において、特定の課題について研究しようとする者がいるときは、正規の学生の修学に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学の許可を受けた者は、研究生という。

(委託学生)

第43条 学長は、官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から、本学の学部における修学を委託したい旨の申出があった者について、委託の理由及びこれらの者の学歴、経歴その他必要な事項を審査し、本学の教授研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、委託の申出に応じることができる。

2 前項の規程により委託された者は、委託学生という。

(受講開始時期及び受講期間)

第44条 科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生の受講開始の時期は、原則として学期始めとし、その受講期間は、1年以内とする。

(単位の授与)

第45条 学長は、科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生の履修した授業科目について、試験及び研究報告の成績を審査し、その結果に基づき、相当する数の単位を与える。

(準用規定)

第46条 科目等履修生、特別聴講学生及び委託学生については、本章及び第48条(科目等履修生等の学費)に定めるもののほか、第1条(目的)から第8条(教授会等の細則)まで、第11条(学年及び学期)、第12条(休業日)、第15条(入学資格)、第34条(教育課程及びその履修方法)、第35条第2項及び第4項(単位の授与及び成績評価)、第39条(教員免許状等)、第49条(納付済の学費の取扱い)及び第52条(保健室)から54条(懲戒処分)までの規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

2 研究生については、本章及び第48条(科目等履修生等の学費)に定めるもののほか、第1条(目的)から第8条(教授会等の細則)まで、第11条(学年及び学期)、第12条(休業日)、第49条(納付済の学費の取扱い)及び第52条(保健室)から54条(懲戒処分)までの規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

第4章 入学金、授業料及び実習費その他の学費

(学費)

第47条 入学金、授業料及び実習費その他の学費の額は、次のとおりとする。

- (1) 入学金 360,000円
- (2) 施設費 年額 300,000円
- (3) 授業料 年額 1,185,000円

授業料は、2期に分け、次のとおり納付するものとする。

前期(4月1日まで) 592,500円

後期(10月1日まで) 592,500円

- (4) 実習費は、実技科目を履修する者について徴収するものとし、その額は、その都度定める。
- (5) 維持費 年額 30,000円
- (6) その他の学費については、別に定める。

(科目等履修生等の学費)

第48条 前条の規定にかかわらず、科目等履修生の学費の額は、次のとおりとする。

- (1) 登録料 45,000円
- (2) 受講料
イ 講義科目(1単位につき) 34,500円
ロ 講義科目以外の授業科目(1単位につき) 69,000円

(3) 実習費は、講義科目以外の授業科目を受講する者について徴収するものとし、その額は、その都度定める。

(4) その他の学費については、別に定める。

2 特別聴講学生及び委託学生の学費の額は、別に定める。

(納付済の学費の取扱い)

第49条 いったん納入した授業料その他の学費は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者で、やむを得ない事由が明らかで、かつ所定の期日までに入学辞退届及び入学手続時納付金返還願を提出して、本学がこれを受理した場合に限り、入学金を除く他の納付金を返還する。

第5章 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に公開講座を置く。

- 2 公開講座は、美術、デザイン及び建築の教育又は研究に携わる者その他一般人に対し、本学の教育を公開し、芸術文化の研究向上に資することを目的とする。
- 3 公開講座の受講の資格及び手続、受講料その他の経費その他公開講座につき必要な事項は、本条に定めるもののほか、別に定める。

第6章 奨学金及び保健室

(奨学金)

第51条 本学に奨学金の制度を設ける。

- 2 奨学金の制度については、別に定める。

(保健室)

第52条 本学に保健室を置く。

第7章 賞罰

(表彰)

第53条 性行が善良で、学修研究に優れた業績がある学生その他特に本学に貢献のあった学生に対しては、学長が表彰する。

(懲戒処分)

第54条 学長は、学則その他本学の定める諸規則を守らず、学生の本分に反する行為のあった学生に対して、教授会の議を経て懲戒に付することができる。

- 2 懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する学生に行う。
 - (1) 性行が不良で改善の見込みのない者
 - (2) 学力が劣等で成業の見込みのない者
 - (3) 正当な理由がないのに出席が常でない者
 - (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者
- 4 懲戒処分については、本条に定めるもののほか、別に定める。

附則(略)

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第25条の2に規定する専攻変更については、平成20年4月1日に専攻変更した者より適用する。
- 3 第34条別表教育課程は、平成20年度以降の入学者に適用し、平成20年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附則

この学則は、平成20年9月24日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第34条別表教育課程は、平成21年度以降の入学者に適用し、平成21年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第34条別表教育課程及び履修方法は、平成22年度以降の入学者に適用し、平成22年3月31日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。ただし、同条履修方法第1項第3号に定めるものについては、平成21年度入学者より適用する。

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第34条別表教育課程のうち教職に関する科目は、平成22年度以降の入学者及び平成24年度以降の3年次編入学者に適用し、平成22年3月31日現在において本学の学生である者並びに平成22年度及び平成23年度の3年次編入学者については、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程のうち教職に関する科目は、平成 22 年度以降の入学者と及び平成 24 年度以降の 3 年次編入学生に適用し、平成 22 年 3 月 31 日において本学の学生である者並びに平成 22 年度及び平成 23 年度の 3 年次編入学生については、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程のうち、博物館に関する科目及び履修方法 3 の表に定める芸術文化学科の学生が博物館に関する科目として修得できる科目は、平成 24 年度以降の入学者と及び 3 年次編入学生に適用し、平成 24 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程は、平成 24 年度以降の入学者に適用し、平成 24 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程及び履修方法は、平成 25 年度以降の入学者に適用し、平成 25 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 35 条第 4 項に規定する成績評価は、平成 26 年度以降の入学者に適用し、平成 26 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程は、平成 26 年度以降の入学者に適用し、平成 26 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 34 条別表教育課程は、平成 27 年度以降の入学者に適用し、平成 27 年 3 月 31 日現在において本学の学生である者については、従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (略)